岡山市消防局消防指令システム 構築及び運用保守業務委託 落札者決定基準

令和6年度 岡山市消防局 この基準は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 3 項に規定する落札者決定基準 (以下「落札者決定基準」という。)に関して必要な事項を定めるものとし、落札者の決 定方法、対象業務に係る技術的な事項に対するこの入札に参加しようとする者(以下「入 札者」という。)による提案(以下「技術提案書」という。)の内容を評価するための項目 (以下「評価項目」という。)及びその方法(以下「評価方法」という。)、並びに入札金 額に対する評価の方法に関する事項を定めるものとする。

1 落札者の決定方法

- (1)「岡山市消防局消防指令システム構築及び運用保守業務委託技術評価委員会」(以下「技術評価委員会」という。)により技術提案評価を行うものとする。最終的な評価(無効含む)については、全技術評価委員の平均点(小数点以下四捨五入)をもって評価とする。
- (2)技術提案書の評価項目(機能要件項目)を評価した結果、ひとつでも無効となる評価項目がある場合は、技術提案書全体を無効とする。
- (3) 評価項目ごとの評価点の合計(以下「技術提案評価点」という。)と入札金額から算出された評価点(以下「価格評価点」という。)の合計点を総合評価点とする。
- (4) 税抜き許容価格(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項に規定する予定価格から、消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。)以下で入札した者を、総合評価点が高い順に順位を付し、第1順位の入札書を提出した者を、入札参加資格確認対象者(以下「確認対象者」という。)とする。
- (5)総合評価点の最も高い者が同点で2者以上あるときは、以下の方法により確認対象者を決定する。なお、以下「ア」、「イ」で確認対象者を決定できない場合には、 技術評価委員会に諮り、確認対象者を決定する。
 - ア 入札者それぞれの「技術提案評価点」、「価格評価点」が異なるとき 「技術提案評価点」が高い者を確認対象者とする。
 - イ 入札者それぞれの「技術提案評価点」、「価格評価点」が同じとき 「技術提案評価点」の評価対象である「技術提案記載項目一覧(資料2)」(以下 「技術提案記載項目一覧」という。)において、5段階評価のうち、S評価及び A評価の合計項目数が多い者を確認対象者とする。
- (6) 確認対象者となった者は、「一般競争入札参加資格確認申請書(様式 11)」及び添付書類を提出し、対象業務の入札参加資格の有無の確認(以下「参加資格の確認」という。)を受けなければならない。
- (7) 参加資格の確認を行った結果、確認対象者の参加資格がないと認められたとき は、総合評価点の順位が次順位の者を確認対象者として、参加資格の確認を行う。
- (8) 参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者を、落札者として決定するものとする。

2 総合評価点

(1)総合評価点は、技術提案評価点と価格評価点の合計とする。

ア 算出方法

総合評価点=技術提案評価点+価格評価点

(2)総合評価点の配分

「総合評価点」の最高点は 2,400 点とし、「価格評価点」の最高点は 600 点、「技術提案評価点」の最高点は 1,800 点とする。

図表 1 総合評価点の得点配分

区分	価格評価点	技術提案評価点	合計
総合評価点	600 点	1,800 点	2, 400 点

3 技術提案評価点

(1)技術提案評価点の内訳

ア 技術提案評価点は、「機能実現証明書(様式8、9)」の各機能実現のための回答内容に対する評価点(以下「技術提案評価点(機能要件分)」という。)と「技術提案記載項目一覧」のうち提案内容に対する評価点(以下「技術提案評価点(技術提案記載項目分)」という。)の合計とする。

イ 「技術提案評価点 (機能要件分)」の最高点は 450 点、「技術提案評価点 (技術 提案記載項目分)」の最高点は 1,350 点とする。

図表 2 技術提案評価点の得点配分

区分	機能要件分	技術提案記載項目分	合計
技術提案評価点	450 点	1, 350 点	1,800 点

(2) 技術提案評価点 (機能要件分) に係る評価項目及び評価方法

- ア 提出された技術提案書は、記述された内容が調達仕様書に定める要求要件 (「技術提案記載項目一覧」に示す「機能要件分」区分)において、全て満たし ている場合、満点の450点を与え、一つでも満たさない項目があった場合は、技 術提案書全体を無効とする。
- イ 調達仕様書に定める要求要件(「技術提案記載項目一覧」に示す「機能要件 分」区分)の対応可否については、「機能実現証明書(機能要件)(様式8)」及 び「機能実現証明書(機器要件)(様式9)」に記載することとし、要求要件を一 部満たさない項目があった場合、その理由及び代替案について「機能実現証明書 (機能要件)(様式8)」及び「機能実現証明書(機器要件)(様式9)」に記載す ること。
- ウ 代替案について、機能の充足具合を評価し、機能要件を充分に満たす場合は、減点対象としない。一方で、一部のみ満たす場合は減点対象とし、減点対象となった項目1つにつき、1点を満点の450点から差し引く。なお、代替案が全く要求を満たしていない項目が1つでもあった場合は、技術提案書全体を無効とす

る。

(3)技術提案評価点(技術提案記載項目分)に係る評価項目及び評価方法

ア配分

「技術提案記載項目一覧」を参照

イ 評価判定

- (ア) 「技術提案記載項目一覧」の評価内容を概ね以下のとおり評価し配点する。
 - ① 調達仕様書に定める要求要件を超える、一般的に効果的と認められる提 案が具体的になされているか。
 - ② 業務の実現方法等の記述が具体的で実現性が高いものであるか。
 - ③ 委託業務内容を理解し、岡山市消防局(以下「当局」 という。)にとって有益な提案をしているか。
- (4) 各評価項目については、「S評価」「A評価」「B評価」「C評価」「D評価」の5段階の評価基準で判定するものとし、それぞれの評価項目の配点と各評価基準の係数を乗じて各評価項目の得点を算出する。それぞれの評価基準の判定基準と係数は以下のとおり。

図表 3 評価基準

評価基準		係数
S評価	当局にとって非常に優れた提案である	1. 00
A評価	当局にとって優れた提案である	0. 75
B評価	提案依頼内容を満たした標準的な提案である	0. 50
C評価	提案依頼内容の一部を満たした提案である	0. 25
D評価	記載が無い/提案依頼内容を満たさない提案である	0. 00

(4)技術提案評価点の算出

ア 各評価項目の得点

- (7) 各評価項目(機能要件分)の得点=配点
- (イ) 各評価項目(技術提案記載項目分)の得点=評価基準ごとの係数×配点
- イ 技術提案評価点=各評価項目の得点の合計
- ウ 最終的な技術提案評価点=技術評価委員会の委員長、副委員長及び委員ごとに 評価し、算出した技術提案評価点の総和を全技術評価委員数で除して得た値を最 終的な技術提案評価点とする。

4 価格評価点

- (1)価格評価点は、費用ごと(構築費、運用保守費<~令和14年3月>)に入札価格を税抜許容価格で除した数の1との差と費用ごとの配点との積で算出する。
- (2)「価格評価点」の最高点は600点とし、「構築費」の最高点は462点、「運用保守

費」の最高点は 138 点とする。なお、構築費、運用保守費の提案見積額のうち、一方でも各費用の提案上限価格を超える場合は、提案のうち価格評価点全体に関する部分を無効とし、総額が提案上限価格を超える場合は、技術提案書全体を無効とする。

図表 4 価格評価点の得点配分

区分	構築費	運用保守費 (~令和14年3月)	合計
価格評価点	462 点	138 点	600 点

(3) 価格評価点の計算

ア 構築費

(7) 算出方法

価格評価点(構築費)=462点×(1-入札価格/税抜許容価格)

イ 運用保守費(~令和14年3月)

運用開始日から中間更新(令和14年3月)までの運用・保守にかかる総額費用とその内訳である各年度の運用保守費を示すこと。

(7) 算出方法

価格評価点(運用保守費<~令和 14 年 3 月>)=138 点× (1 -入札価格 /税抜許容価格)

ウ 提案上限価格

総額 3,587,263,637 円 (税抜) : 3,945,990,000 円 (税込) 構築費 2,999,995,455 円 (税抜) : 3,299,995,000 円 (税込) 運用保守費 587,268,182 円 (税抜) : 645,995,000 円 (税込)